

## 令和七年度畜産物価格等の決定に当たつての決議（案）

（令和六年十二月二十四日）

自由民主 党  
総合農林政策調査会  
農林部会  
畜産・酪農対策委員会

近年、我が国の畜産・酪農は、円安の影響等から、配合飼料をはじめとする生産資材等の価格が高い水準にあり、厳しい経営環境が続いている。

牛乳・乳製品については、累次の乳価引き上げが行われたが、現在も脱脂粉乳の需要低迷が特に課題となつていて。

また、食料品を始めとして様々な物価が上昇する中、買い控え等の影響により、和牛肉の需要が低迷し、和子牛の価格が低落しているところである。

食料安全保障の強化に向けては、その担い手である畜産・酪農生産者の所得向上と経営安定により営農継続を確かなものにすることが不可欠である。

加えて、我が国の強みを生かした品目について、更なる輸出の拡大に取り組む必要があるが、畜産物は、その中でも有望な品目であることから、生産基盤の強化等を含め、一層の輸出拡大に向けた取組を強力に進めることが重要である。

このような状況を踏まえ、わが党は、令和七年度畜産物価格及び関連対策を決定するに当たり、左記のとおり決議し、政府に対し、飼料等の過度な輸入依存からの脱却と生産基盤の強化への支援等の実施を求め、若い世代にとって夢と希望の持てる畜産・酪農業を実現するべく、全力で取り組むものとする。

### 記

一 生乳の需要に応じた生産を進める上で、「畜産経営の安定に関する法律」の運用に関して、生産者間の不公平感が高まっていることを踏まえ、更なる規律強化のための方策を検討・実施すること。また、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の見直

しに向けては、これまでの生乳需給調整の取組を精査・検証し、より実効性のある仕組みの構築を図るべく、牛乳・乳製品の関係者との議論を引き続き進めること。特に、全国協調的な取組については、すべての関係者の参加を促すための具体的な施策を検討すること。さらに、酪農家と生乳流通事業者との取引に関して、引き続き契約遵守の重要性について周知徹底を図ることにより、加工原料乳生産者補給金制度の適正な運用及び生乳取引の安定に努めること。

二 生乳の需給安定のため、牛乳・乳製品の関係者が一体となつて、国民理解の醸成を促し、消費拡大運動を展開するとともに、引き続き在庫低減が必要な脱脂粉乳の需要拡大を推進すること。

三 新たな国際環境の下で、畜産・酪農の再生産の確保と生産性向上を図る観点から、畜産クラスター事業や国産チーズの振興対策など、体质強化・競争力強化を図るための施策について、迅速かつ着実な実施を図ること。なお、施設整備・機械導入の支援に当たつては、畜産物の需給状況や国産飼料生産・利用の拡大、地域の畜産・酪農生産基盤の維持・強化に配慮するとともに、生産資材価格の上昇に的確に対応すること。特に、地域の生産基盤を維持するうえで、離農等に伴い替わりに生産を引き受ける農家の重要性に鑑み、適切な支援を講じること。

四 家族経営の酪農家も含め生産者が将来に希望を持つて生乳生産に取り組めるよう、ICT等の先端技術の導入やヘルパーの活用など労働負担軽減・省力化に向けた環境整備に努めるなど、若者及び後継者の計画的な確保・育成に取組むこと。

五 現下の和牛肉の消費の低迷を受けて、令和六年度補正予算において大幅に増額して措置された和牛肉需要拡大緊急対策事業の着実な活用を促すことを含め、国内消費の拡大や輸出促進など和牛肉の国内外の需要拡大を推進すること。また、子牛価格の下落を踏まえ、肉用子牛生産者補給金制度や優良和子牛生産推進緊急支援事業の着実な運用を図るほか、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新を支援するとともに、多様な消費者ニーズを踏まえた早期出荷牛肉等に係る関係者の理解醸成の推進や産地の取組への支援等により、引き続き、肉用牛の生産基盤を強化すること。

六 牛肉をはじめ優れた畜産物の輸出促進を図るため、生産・流通・

輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化等に取り組むとともに、輸出先国との解禁協議や輸出先国・地域が求める条件を満たす食肉処理施設の整備、販売網の拡大促進等を戦略的かつ迅速に進めること。また、原発事故による輸入規制の撤廃にも全力で対応すること。

七 配合飼料をはじめとする生産資材の価格高騰下においても畜産・酪農経営の安定が図られるよう、引き続き、牛マルキン（肉用牛肥育経営安定交付金制度）をはじめとする経営安定対策や配合飼料価格安定制度の着実な運用を図ること。

八 海外への依存度が高い飼料・肥料について、耕種農家と畜産農家の連携等を通じ、国産化を積極的に推進するとともに、その供給・利用の拡大を強力に促進すること。その際、飼料については、飼料生産組織の運営強化、国産飼料の流通体制の強化、クマやシカ等による鳥獣被害を軽減するための侵入防止対策や捕獲の強化等について支援するとともに、飼料作物も含めた地域計画の策定を促し、飼料産地づくりを推進すること。肥料については、畜産業由来の有機資源や下水汚泥資源などの国内肥料資源の肥料利用を推進するため、必要な施設整備等を支援すること。

九 生産資材価格の高止まり等の影響により依然として厳しい経営状況が続く中、特に牛枝肉価格や子牛価格は低迷しており、生産者が経営を継続できるよう資金繰りに十分に配慮した金融支援措置を講ずること。その際、各種の金融支援措置について、わかりやすく積極的な広報・周知に努めるとともに、金融機関において、生産者の経営状況に応じた柔軟な対応や資金の円滑な融通等がなされるよう、引き続き要請等を行うなど、現場の状況を継続的に注視すること。

十 畜産・酪農は家畜、畜産物、飼料等の資材の輸送をトラックによる陸送に大きく依存しており、物流の二〇二四年問題に対応するため、流通体制の転換等の取組を後押しし、持続的な流通体制の確立を図ること。

十一 国内で発生が確認されている鳥インフルエンザ及び豚熱、海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱等の家畜伝染病について家畜伝染病予防法の確実な執行等を徹底することにより、農家段階での飼

養衛生管理の徹底、野生動物における伝染性疾病のまん延防止対策の強化、農場の分割管理の活用による発生時の殺処分の影響緩和、水際検疫対策の強化等に万全の施策を講じること。また、先日、国内で初めて発生が確認されたランビースキン病についても、生産者の安心の確保のため迅速な情報提供を行うとともに発生予防とまん延防止に向けた万全の措置を講ずること。

十二 重点支援地方交付金による畜産・酪農関係への支援について、飼料に係る支援、消費拡大に係る支援、経営に係る支援などの様々な活用事例を全国的に共有し、それぞれの地域において、畜産・酪農の特性や課題に応じたきめの細かい重点的な支援が積極的に展開されるよう、制度の周知と活用促進に一層努めること。

十三 「食料・農業・農村基本計画」や「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」などの策定に向けては、生産者が意欲を持つて営農を継続していくにあたり、将来の展望を抱ける中長期的な方針を示すことができるよう、引き続き検討を進めること。  
以上